

○点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について(通達甲)

令和5年6月30日

免許発第126号

改正 令和7年4月9日免許発第109号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

点数制度による行政処分の事務処理については、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領の制定について(通達甲)」(平成28年1月18日免許発第8号。以下「旧通達甲」という。)に基づき実施しているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部が施行されること等に伴い、新たに別添のとおり「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」を定め、令和5年7月1日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、この通達甲の実施をもって旧通達甲は廃止する。ただし、旧通達甲により定めた様式は、この通達甲に定める様式として残品の限度で使用することができる。

別添

点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領

第1 総則

1 目的

この要領は、点数制度による行政処分事務に関する標準的な事務処理要領を定め、関係事務の適正かつ効果的な処理を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 「署等」とは、署、交機隊、高速隊及び交通指導課をいう。
- (2) 「署長等」とは、署等の長をいう。
- (3) 「一般違反行為」とは、自動車又は一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)の運転に関し道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)若しくは法に基づく命令の規定又は法の規定に基づく処分に違反する行為で道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「令」という。)別表第2の1の表の上欄に掲げるものをいう。
- (4) 「特定違反行為」とは、令別表第2の2の表の上欄に掲げる行為をいう。
- (5) 「違反行為」とは、一般違反行為及び特定違反行為をいう。
- (6) 「人身事故等」とは、人身事故及び建造物損壊事故をいう。

- (7) 「違反報告書」とは、警察官が作成した違反行為に係る交通反則切符、交通切符、点数切符、現認報告書その他の書類で、違反事実等を認定するためのものをいう。
- (8) 「違反等登録」とは、別に定める運転者管理業務の実施要領(以下「運転者管理業務実施要領」という。)に定める違反登録及び事故登録をいう。
- (9) 「抹消登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める不適格事由抹消登録をいう。
- (10) 「違反等登録票」とは、別に定める運転者管理業務の実施細則(以下「運転者管理業務実施細則」という。)に定める様式である違反登録票及び事故登録票をいう。
- (11) 「処分登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分登録及び事故処分登録並びに違反外処分登録をいう。
- (12) 「処分猶予登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分猶予登録及び事故処分猶予登録をいう。
- (13) 「処分手配登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める処分手配登録をいう。
- (14) 「処分短縮登録」とは、運転者管理業務実施要領に定める違反処分短縮登録及び事故処分短縮登録並びに違反外処分短縮登録をいう。
- (15) 「行政処分原票」とは、第2の2(1)ア(ア)及び(イ)に定める行政処分原票又は法令違反用行政処分原票をいう。
- (16) 「行政処分関係書類」とは、行政処分原票、違反報告書、違反等登録票その他行政処分手続に関する書類をいう。
- (17) 「免許の停止等」とは、法第90条第1項、法第103条第1項若しくは第4項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に係る運転免許(以下「免許」という。)の効力の停止若しくは保留又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (18) 「行政処分」とは、免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等の運転の禁止の処分をいう。
- (19) 「行政指導」とは、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号の規定により、行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう。
- (20) 「違反照会」とは、運転者管理業務実施要領に定める免許・不適格事実照会及び行政処分事実照会をいう。
- (21) 「点数通報」とは、運転者管理業務実施要領に定める新規免許登録及

び違反等登録並びに事故登録を行った際に、警察庁情報処理センターから送信される通報又は回答事項をいう。

- (22) 「点数通報書」とは、点数通報を府県警察において印字した資料をいう。
- (23) 「処分決定」とは、行政処分事由に該当することとなった運転者に対し、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が、当該運転者に対して行政処分を行うことを決定することをいう。
- (24) 「処分書等」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。)別記様式第13の3又は別記様式第13の4の処分通知書及び府令別記様式第19の3の3又は別記様式第22の6の処分書をいう。
- (25) 「処分書等の交付」とは、処分通知書による通知又は処分書の交付をいう。
- (26) 「出頭通知」とは、処分決定を行った行政処分の対象者に対し、処分通知書による通知又は処分書を交付するための出頭を求める通知をいう。
- (27) 「停止処分者講習」とは、法第108条の2第1項第3号に掲げる講習をいう。
- (28) 「違反者講習」とは、法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。
- (29) 「処分移送通知書」とは、法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)に規定する府令別記様式第19又は別記様式第22の4の処分移送通知書をいう。
- (30) 「処分事案の移送」とは、処分事由が発生した時における運転者の住所地が、当該行政処分事由の発生地以外の府県警察の管轄区域内にある場合に、当該行政処分事由の発生地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分事由の移送をいう。
- (31) 「違反者講習該当事案の移送」とは、違反者講習該当行為時における運転者の住所地が、当該違反者講習該当行為地以外の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該違反者講習該当行為地を管轄する公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う違反者講習該当事案の移送をいう。
- (32) 「処分決定通知」とは、処分決定(免許の拒否、保留を除く。)を行った時における当該処分に係る者の住所地が、当該決定を行った公安委員会以外の公安委員会の管轄区域にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う処分決定(免許の拒否、保留を除く。)を行った旨の通知をいう。
- (33) 「処分執行依頼」とは、処分決定を行った当該者の住所地又は居所が

他の公安委員会の管轄区域内にある場合に、当該決定を行った公安委員会から当該者に対する処分書等の交付を当該者の住所地又は居所を管轄する公安委員会に依頼することをいう。

(34) 「処分執行通知」とは、処分決定通知に係る者に対して処分書等の交付をした場合において、処分決定通知を行った公安委員会から当該者の住所地を管轄する公安委員会に対して行う行政処分執行を行った旨の通知をいう。

(35) 「免許証」とは、運転免許証をいう。

(36) 「マイナ免許証」とは、免許情報記録個人番号カードをいう。

(37) 「免許証等」とは、免許証又はマイナ免許証をいう。

3 府県警察相互の連絡・協力

違反等登録、処分事案の移送、処分決定通知、処分執行依頼等の行政処分関係事務は、府県警察相互の緊密な連絡と協力の下に行うものとする。

4 迅速かつ確実な行政処分

(1) 点数制度による行政処分は、違反等登録並びに処分及び処分短縮の登録に基づいて行われるものであることから、これら登録を迅速かつ確実に行うものとする。

(2) 交通の安全を確保するためには、行政処分を迅速かつ確実に執行し、運転不適格者を排除することが重要となることから、行政処分を必要と認める事由が生じたときは、事実に基づき可能な限り速やかに処分決定及び処分執行を行い、もって将来における道路交通上の危険を防止し、併せて当該行政処分に係る者の危険性の早期改善を図るものとする。

5 能率的な事務処理の推進

迅速かつ確実な行政処分のため、県本部における専門的な事務処理体制を整備するとともに、捜査担当部門との連携を図るなどし、効率的な行政処分事務の推進に努めるものとする。

第2 違反等登録票の点検

1 違反行為の発見報告

(1) 警察官は、点数評価の対象となる違反行為等を認めたときは、速やかに違反報告書を作成して、署長等に報告しなければならない。この場合において、当該違反行為が交通事故を伴うものであり、かつ、当該交通事故の調査になお相当の時間を要するものであるときは、当該事故登録に必要な事項を、即報するものとする。

(2) 警察官は、点数制度による行政処分が違反報告書に基づいて行われるものであることを銘記し、違反報告書の記載を正確かつ明瞭に行うものとする。

る。

- (3) 警察官は、違反報告書に係る人身事故等が第3の3の登録除外事由に該当すると認めるときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

2 署長等の措置

(1) 違反等登録票の作成

ア 署長等は、違反報告書に係る事案のうち、送致又は通告不相当と認められた事案以外の事案について、行政処分原票及び違反等登録票(以下「行政処分原票等」という。)を次のとおり作成するものとする。

(ア) 違反行為が人身事故等を伴うものであるときは、別記第1号様式の行政処分原票及び別記第2号様式の事故登録票を作成すること。

(イ) 違反行為が人身事故等を伴うものでないときは、別記第3号様式の法令違反用行政処分原票及び別記第4号様式の違反登録票又は別記第5号様式の取締り原票を作成すること。

イ 署長等は、交通関係の事務の処理に従事する職員の中から、違反等登録票作成責任者を指定し、行政処分原票等の作成を当該者に一元的に行わせるものとする。

(2) 行政処分原票等の点検

ア 署長等は、本部所属にあつては交通警察に従事する警部補以上の階級にある者の、署にあつては交通課長又は交通係長の職にある者の中から、行政処分原票等に関する審査責任者を指定し、審査責任者は、平素から違反報告書の適正な作成のための指導・教養を行うものとする。

イ 審査責任者は、行政処分原票等の記載に必要な事項が違反報告書に正確かつ明瞭に記載されているかどうかを点検し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

ウ 審査責任者は、審査に係る事案が人身事故等に係るものであるときは、違反報告書に記載されている違反行為の種別、交通事故の種別及び交通事故を起こした者の不注意の程度に関する記載内容の不備又は事実の認定に誤りがないかどうかを審査し、再調査等が必要な場合には、追加調査や訂正報告書等の作成を求めるものとする。

エ 審査責任者は、審査の結果、当該審査に係る事案が第3の3の登録除外事由に該当すると認めるときは、当該違反報告書の所要の欄にその意見を付記するものとする。

(3) 行政処分関係書類の送付

ア 行政処分関係書類は、免許センターに送付するものとする。

イ 人身事故等又は違反行為に係る事案の行政処分関係書類を送付するときは、違反報告書の所要の欄に処分量定上の参考意見を付記し、当該事案が他の公安委員会に移送を要するもの又は判断の困難なものであるときは、事実の証明に必要な調査書類等を添付するものとする。この場合において、(4)に定める報告期限までに行政処分関係書類を作成することができないときは、追送するものとする。

(4) 行政処分関係書類の送付期限

行政処分関係書類の送付は、次の要領により行うものとする。

ア 仮停止事案

(ア) 仮停止をした署長は、直ちに免許センター長に、当該事案の事故登録に必要な事項を電話により即報するとともに、速やかに行政処分関係書類を送付すること。

(イ) (ア)の即報を受理した免許センター長は、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号(対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号)を確認し、当該事案について事故登録票を作成し、直ちに事故登録を行うこと。

(ウ) (イ)の場合において、当該事案について法第103条第1項、第2項又は法第107条の5第1項若しくは第2項に規定する処分を行う公安委員会が他の公安委員会であるときは、免許センター長は、直ちに当該府県警察に対し、仮停止を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証の番号(対象者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録の番号)を電話連絡すること。

なお、当該府県警察が、急を要すると認めたときは、当該事案の事故登録が行われた直後に、その者について違反照会を行い、その回答に基づいて意見の聴取の準備を行うこととなるので、当該府県警察と連携して、適切に対応すること。

(エ) (ウ)の場合において、仮停止をした署長は、速やかに行政処分関係書類を当該府県警察に送付すること。

イ 人身事故等に係る事案(仮停止事案を除く。)

(ア) 当該事故の取調べの際に意見の聴取の通知をした事案については、アの例に準ずること。

(イ) (ア)以外の事案については、事実の証明に日数を要するなど特別な事情がある場合を除いては、速やかに行政処分関係書類の送付手続を行い、事故発生の日から10日以内に送達させること。

ウ 交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る事案

交通反則切符、交通切符及び点数切符に係る事案については、署等において違反報告書を受理した日の翌日(高知県の休日を守る条例(平成元年県条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。))の場合は、その翌日)までに行政処分関係書類の送付手続を行い、違反の翌日から5日以内に送達させること。

エ アからウまでに掲げる事案以外の事案

アからウまでに掲げる事案以外の事案については、イの例に準ずること。

(5) 行政処分関係書類の決裁等

ア 行政処分関係書類の免許センターへの送付に関する事務は、審査責任者が専決できるものとする。

イ 審査責任者は、審査責任を明らかにするため、違反行為に係る事件簿等に登載した事件のうち、行政処分関係書類を作成しなかった事件については、その旨を当該事件簿等の余白に明記するものとする。

ウ 署長等は、イの事件簿等の記載及び違反等登録の原資料となった事件の送致記録等により、行政処分関係書類の作成及び送付が適正に行われているかどうかについて指導、監督し、違反発見報告のあった事案の適正な処理に配慮するものとする。

エ 署長等は、行政処分関係書類を送付した事案について、登録内容の変更又は登録を不相当とする事情を認めるときは、速やかにその旨を免許センター長に連絡するものとし、登録抹消すべきと認めるときは、別記第6号様式の違反・事故登録抹消通報書を送付すること。

3 免許センター長の措置

(1) 署長等から送付された行政処分関係書類には、その受理の日又は遅くともその翌日(休日の場合は、その翌日)までの間に、所要のコード記載を行うものとする。

(2) 免許センター長は、行政処分担当係長の職にある者の中から行政処分関係書類点検責任者を指定し、当該者による行政処分関係書類の点検及び署等の違反等登録票作成責任者に対する指導・教養が十分に行われるよう配慮するものとする。

第3 違反等登録

1 違反等登録審査官の指定

免許センターには、行政処分係の警部以上の階級にある警察官をもって充てる違反等登録審査官を置くものとする。

2 違反等登録審査

違反等登録審査官は、署長等から送付された行政処分関係書類に係る交通違反及び交通事故が違反等登録の対象になるか否かを審査し、当該交通違反又は交通事故が点数評価の対象となるものであるときは、当該交通違反又は交通事故の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるかどうかについて審査するものとする。この場合において、交通事故を起こした者の不注意の程度の認定は、別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「重い」、「軽い」の区分について行うものとする。

3 違反等登録除外

違反等登録審査官は、行政処分関係書類に係る事案について違反事実の不存在又は事実誤認があると認めたとき等は、当該事案を違反等登録から除外するものとする。また、交通事故に係る事案について別表第2の交通事故に関する登録除外理由に該当する事由があると認めたときは、当該事案を事故登録から除外するものとする。

4 違反等登録の迅速処理

違反等登録審査は、行政処分関係書類の点検の終了後直ちに行い、審査のために違反等登録に遅延を来すことがないようにするものとする。この場合において、違反報告書の記載内容に不備があり、補充調査を必要と認めるときは、明らかに違反等登録除外を相当と認めた場合を除き違反等登録をし、当該事案について処分が行われるまでの間において、追加調査や訂正報告書の作成を求めるものとする。

5 違反等登録の決裁

- (1) 違反等登録は、違反等登録除外に関するものを除き、違反等登録審査官が専決できるものとする。
- (2) 違反等登録審査官は、(1)によって専決した場合には、その取扱状況を別記第7号様式の違反等登録日報により免許センター長に報告するものとする。
- (3) 3の違反等登録除外に関する事務の決裁は、違反等登録審査官において、当該違反等登録除外を必要と認めた理由を行政処分原票等の所要の欄に付記した上で、個々の事案について免許センター長の決裁を受けるものとする。

6 違反等登録除外の特例

他の公安委員会から移送を受けた事案について、処分量定の際に違反等登録の変更又は違反等登録除外を要すべき事由を発見したときは、その理由を明らかにして、当該事案の発生地を管轄する府県警察に差し戻し、発生地を管轄する府県警察において違反等登録の変更又は違反等登録除外を行うもの

とする。

7 違反等登録を抹消登録する場合における措置等

(1) 行政処分等の調査及び是正措置

免許センター長は、違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録から抹消登録までの間の行政処分又は行政指導(以下「行政処分等」という。)の有無を直ちに調査するとともに、当該違反等登録に基づいた行政処分等が認められるときについては、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

(2) 抹消登録の連絡の徹底

免許センター長は、(1)の違反等登録を抹消登録した場合において、当該違反等登録に係る者の住所地を管轄する府県警察が異なる場合は、住所地を管轄する府県警察の行政処分担当課長に対し、抹消登録した旨を電話により即報するものとする。

(3) 免許を受けていない者への対応

ア 免許センター長は、免許を受けていない者に係る違反等登録を抹消登録した場合は、当該者による免許の申請や受験相談の機会において、当該者に対し、抹消登録前の違反等登録に基づいた行政処分等が行われているおそれがあることを念頭に置き、当該者の住所地管轄の有無を問わず、当該違反等登録から抹消登録までの間における行政処分等の有無を当該者に対して確認するなどして調査するとともに、当該行政処分等が認められるときには、是正措置を迅速かつ確実に講ずるものとする。

イ アの場合、当該違反等登録に係る免許を受けていない者が所在不明になるなど、行政処分等の有無が確認できないときは、免許センター長は他の全ての府県警察の行政処分担当課長に対し、別記第8号様式の抹消登録された違反等登録に基づく行政処分等に関する調査依頼書により、当該行政処分等の有無に関する調査を依頼する。また、当該違反等登録、抹消登録、調査依頼等の経過を警察庁交通局運転免許課行政処分係に報告するものとする。

ウ 免許センター長は、他の府県警察の行政処分担当課長から調査を依頼された場合は、イに基づく調査を行い、その結果、抹消前の違反等登録に基づく行政処分等が認められたときは、当該行政処分担当課長にその旨を回答するとともに、当該行政処分担当課長と緊密に連携し、適切な措置を講ずるものとする。

8 違反等登録のある者による免許申請時等における適切な取扱いのための措置

- (1) 免許センター長は、違反等登録のある者による免許申請や受験相談に対する適切な取扱いがなされるよう、当該窓口において違反照会の確実な実施、申請者等に対する丁寧な聞き取り、照会結果と聞き取り内容が異なる場合の行政処分担当係に対する確実な確認等について、運転免許申請等の窓口担当者等に対する指導・教養を行うものとする。
- (2) 免許センター長は、(1)の免許申請等の窓口における違反等登録がある者に対する措置経過について、事後の問合せや紛議に適切に対応できるよう、措置内容を明確に記録するとともに、免許申請等の窓口担当者等に対する指導・教養を行うものとする。

第4 処分量定

1 処分量定の方法

(1) 免許の拒否、保留

ア 新規免許の申請者に係る処分量定は、点数通報の違反歴等が当該免許申請者のものであるかどうかを確認し、その後に計算した当該者の免許の停止等の回数、累積点数及び免許取消歴等に基づいて行うものとする。この場合において、通報に係る違反歴等が同一人のものであるかどうかの確認は、違反運転者の本籍及び住所等の異同によって識別するものとする。

イ 併記免許の申請者に係る処分量定は、運転者管理業務実施要領に定める処分通報又は処分手配通報がある場合には、現に受けている免許の処分を行った公安委員会の処分決定に従い、同一の処分量定をするものとする。

(2) 免許の取消し、停止

点数通報の処分基準該当点数及びその点数に達することとなった違反行為に係る違反報告書に基づいて処分量定を行うものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止

国際運転免許証又は外国運転免許証(以下「国際運転免許証等」という。)を所持する者に係る処分量定は、違反等登録の際に違反照会を行い、その回答に係る違反行為が現に行った違反等登録に係るもののみであるときは、当該違反行為について点数計算をし、当該違反等登録に係る違反行為のほかに違反歴又は処分の回答があったときは、国籍及び住所等によって、当該違反歴等が同一人のものであるかどうかを確かめた後に、免許の停止等の回数及び累積点数を計算し、その計算した内容及び免許取消歴等に応じて次の措置をとるものとする。

ア 処分基準点数に該当する場合

(ア) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が県内にあるときは、処分基準該当点数及び当該点数に達することとなった違反行為に係る行政処分関係書類に基づいて処分量定をするものとする。

(イ) 国際運転免許証等を所持する者の住所地が、県外にあるときは、点数通報書の所要の欄に計算した点数を付記して、当該者の住所を管轄する公安委員会に処分事案の移送を行うものとする。

イ 処分基準点数に該当しない場合

当該違反行為に係る行政処分関係書類を保存すること。

2 処分量定上の留意事項

処分基準点数に達することとなった違反行為が、交通事故であるときは、次の点に留意して処分量定を行うものとする。

(1) 当該事故登録の後において点数評価に関する事項に変更を要すべき新たな事情が生じていないか否かを調べ、当該事情がある場合には、処分量定をする者において再度点数計算を行い、その結果に基づいて処分量定を行うこと。

(2) 当該交通事故が別表第1の交通事故の不注意の程度の認定基準の「軽い」に該当するものである場合には、同表の交通事故の不注意の程度「軽い」の細目区分についてその程度を認定し、「小」に該当すると認めるときは、その内容が処分軽減を相当とするものであるかどうかを審査すること。

3 処分量定に関する事務の決裁

処分量定に関する事務の決裁は、事故の内容が定型的なものについては一括して決裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

第5 処分決定等

1 意見の聴取等

意見の聴取等は、法及び道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)等の関係規定に従い行うものとする。

2 処分決定の決裁

(1) 公安委員会の行政処分に係る事務は、法第114条の2において免許の保留及び免許の効力の停止に関してのみ本部長に委任されており、これら以外の免許の取消し及び拒否並びに自動車等の運転の禁止に関しては、公安委員会の審議を経て処分決定を行うこと。

(2) 人身事故等又は違反行為の内容が定型的なものについては一括して決

裁を受け、重要又は異例なものについては、個別に決裁を受けるものとする。

3 処分決定通知

処分決定通知を行う場合は、別記第9号様式の処分決定通知書を送付して行うものとする。

第6 処分の移送等

1 処分移送通知書に関する事務

- (1) 法第103条第3項(法第107条の5第9項において準用する場合を含む。)に係る処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の事実の証明に必要な次に掲げる書類等の一部又は全部を添付して行うものとする。

ア 交通違反の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カード又は速度測定記録の写し
- (ウ) その他違反事実の証明に必要な資料

イ 交通事故の場合

- (ア) 点数通報書及び行政処分関係書類
- (イ) 実況見分調書の写し
- (ウ) 供述調書(被疑者・被害者・参考人)の写し
- (エ) 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し
- (オ) その他違反事実の証明に必要な資料

- (2) 処分移送通知書に添付する関係書類等は、免許センターにおいて事前にその内容を審査し、所要の整理をしたものを送付するものとする。
- (3) 処分移送通知書の理由及び備考欄の記載は、府令別記様式第19については別表第3、府令別記様式第22の4については別表第4の記載例によって行うものとする。

2 処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送

- (1) 処分事案の移送は、別記第10号様式の行政処分関係書類送付書によって行うものとする。
- (2) 違反者講習該当事案の移送は、別記第11号様式の違反者講習関係書類送付書によって行うものとする。
- (3) 1(1)及び(2)は、処分事案の移送又は違反者講習該当事案の移送について準用するものとする。
- (4) 仮停止をした事案に係る行政処分関係書類は、仮停止をした署長において直送するものとする。

第7 処分の執行

1 関係事務の集中処理

点数制度による行政処分事務は、警察庁情報処理センターの点数通報に基づいて処理されるものであることから、処分書等の交付に関する事務は、原則として、免許センターにおいて集中的に処理し、出頭通知に応じない者又は所在不明となるおそれのある者等に対する処分書等の交付については、署等に行わせることができるものとする。

2 処分書等の交付の方法

処分書等の交付は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 意見の聴取事案

原則として、意見の聴取日に交付する。

(2) 意見の聴取を行わない事案

高知県公安委員会の行う講習場所に出頭を求め、交付する。

(3) 他の公安委員会からの処分通知事案

(2)に準じて行う。

3 処分書等交付の際の留意事項

(1) 処分書等を交付する際には、処分書等の記載内容について記載漏れ又は記載誤りがないかを確認するものとする。

(2) 処分書等の交付は、あらかじめ口頭で処分の内容を告知した上で行うものとする。この際、告知を受けた者に対して、無免許運転の防止について、必ず指導すること。また、当該者が免許証を有する者であるときは免許証を返納(提出)させ、マイナ免許証を有する者であるときはマイナ免許証を提示させ当該マイナ免許証に係る免許情報記録を抹消すること。

(3) 処分書等を交付する際は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条に定める不利益処分に対する不服申立てに関する手続を書面(以下「不服申立てに関する書面」という。)で教示すること。

(4) (2)の口頭による告知の際に、告知を受けた者から処分理由について誤りがある旨の申立てがあったときは、次により措置するものとする。

ア 過去の違反行為の不存在を理由とする申立てである場合

(ア) その者が、免許を受けている者である場合には、架空の事実について違反等登録がなされていることはあり得ない旨を説明するものとする。ただし、申立ての内容に真実性があるときは、人的同一性の有無を再調査した後に処分書等を交付するものとする。

(イ) その者が、免許を受けていない者又は国際運転免許証等を所持する者であるときは、違反照会の結果、回答された違反行為が、生年月日、性別、氏名コード、本籍(国籍)、住所等が一致したときであって

も、なお、同名異人の違反行為である可能性があることを考慮して、人的同一性の確認をした後、処分書等を交付するものとする。

イ 過去に行われた違反行為の発生日又は違反名の誤りに関する申立てである場合

申立てが、違反行為の年月日、違反名等について具体的内容に関するものであり、かつ、その内容に信頼性が認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、当該違反行為に係る行政処分関係書類の送付を受け、事実を再確認した後、処分書等を交付するものとする。

ウ 違反行為の刑事処分の不起訴又は無罪等を理由とする申立てである場合

当該申立ての内容に相当の理由があり、違反等登録の内容に事実誤認のおそれが認められる場合に限り、一時、処分書等の交付を見合わせ、改めて審査するものとする。

4 処分執行通知

(1) 処分決定を行った公安委員会が行う当該処分決定に係る者の住所を管轄する公安委員会に対する処分執行通知は、別記第12号様式の処分執行通知書を送付して行うものとする。

(2) 処分決定を行った公安委員会と当該処分決定に係る者の住所を管轄する公安委員会が異なる場合で、当該処分決定を行った公安委員会が、第8の1の処分執行依頼をしたときは、当該処分執行依頼を受けた公安委員会から第8の2(2)に定める別記第13号様式の執行依頼処分通知書の送付を受けた後に、当該行政処分に係る者の住所を管轄する公安委員会に処分執行通知書を送付するものとする。

5 停止期間満了又は停止処分解除時の措置

(1) 処分を受けた者(以下「当該者」という。)が、処分執行時に免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

当該者に対して免許証を返還すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

当該者に対して免許証を返還するとともに、その者から特定免許情報記録申請書(府令別記様式第17条の2)の提出及び個人番号カード(以下「マイナンバーカード」という。)の提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

当該者から免許証を返納する旨が記載された特定免許情報記録申請書

の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

(2) 当該者が、処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有する者であった場合

ア 当該者が免許証の返還のみを希望した場合

(1)アのとおり。

また、免許証の返還の際には、特定免許情報記録手数料が免除される者から誤って手数料を徴収すること(以下「特定免許情報記録手数料の誤徴収」という。)のないよう(4)イ(イ)の措置を行うことを徹底すること。

イ 当該者が免許証の返還及び特定免許情報の記録を希望した場合

(1)イのとおり。

ウ 当該者が特定免許情報の記録と免許証の返納を希望した場合

(1)ウのとおり。

(3) 当該者が、処分執行時にマイナ免許証のみを有する者であった場合

ア 当該者が特定免許情報の記録のみを希望した場合

当該者から特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

イ 当該者が特定免許情報の記録及び免許証の交付を希望した場合

当該者から免許証の交付を受ける旨が記載された特定免許情報記録申請書の提出及びマイナンバーカードの提示を受けて、当該マイナンバーカードにその者に係る特定免許情報を記録すること。

ウ 当該者が免許証の交付のみを希望した場合

当該者から運転免許証交付申請書(府令別記様式第17の5)の提出を受けて、免許証を交付すること。

また、免許証の交付の際には、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無のため(4)イ(イ)の措置を行うことを徹底すること。

(4) 特定免許情報記録手数料の取扱いについて

ア 特定免許情報記録手数料が免除される者

停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受け、停止期間の満了又は停止処分の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける者であって、次のいずれにも該当しないもの(以下「初回の特定免許情報の記録に該当する者」という。)については、特定免許情報記録手数料を徴収しないとされていること(法第112条第1項第4号の2及び令第43条第4項第1号)に留意すること。

(ア) 当該抹消された免許情報記録に係る免許の効力の停止の期間が満了し、又は当該免許の効力の停止が解除された後に、免許証等の更新を受け、又は当該免許以外の免許(仮運転免許を除く。)が与えられた者。

(イ) 法第92条第1項又は第101条の4の2第1項の規定による免許証(仮運転免許に係るものを除く。)の交付を受けようとする際に特定免許情報の記録申請をした者。

イ 手数料の誤徴収の絶無に向けた措置

(ア) 処分執行時の教示事項

初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し、特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、当該者が停止処分に伴って免許情報記録の抹消を受けた者である場合は、処分執行時にその者に対して「停止期間満了及び停止処分の解除に際して、特定免許情報の記録をするためには、有効なマイナンバーカードが必要である。」旨を教示すること。

(イ) 当該者が初回の特定免許情報の記録を受けなかった場合の措置

当該者が停止期間の満了又は停止処分の解除に際して、マイナンバーカードの紛失等の事情により、初回の特定免許情報の記録を受けないまま、免許証の還付又は新たに免許証の交付を受けた場合((2)ア及び(3)ウ)は、初回の特定免許情報の記録に該当する者を把握し特定免許情報記録手数料の誤徴収を防止するために、次に掲げる措置を講じること。

a 返還又は新たに交付する免許証の裏面に「特定免許情報記録が未了
令和〇年〇月〇日 〇〇公安委員会」と記載する。

b 当該者を把握するために、運転者管理業務実施細則に定める違反外手配登録(資料区分95、事案名コード993:その他手配)を行うとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿を作成(電子データ可)し、当該者が特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となるまで管理する。

なお、当該者が特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合は、確実に手配登録を解除するとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。また、当該者が転出により、手配登録を行った公安委員会(以下「手配公安委員会」という。)と別の公安委員会において、特定免許情報を記録又は免許証等の更新等を行い、特定免許情報記録手数料の免除の対象外となった場合

には、転出先の公安委員会から、手配公安委員会へ連絡し、手配公安委員会において手配登録の解除を行うとともに、初回の特定免許情報記録未了者名簿にその状況を記載すること。

(5) 免許証交付手数料の徴収について

(3)イ又はウの場合において免許証を交付する場合は、免許証交付手数料を徴収すること。

第8 処分執行依頼

1 処分執行依頼

(1) 処分執行依頼を行う場合は、別記第14号様式の処分執行依頼書に、行政処分に係る者に交付する処分書等及び不服申立てに関する書面並びに運転者管理業務実施細則に定める様式である違反事故処分・短縮・手配等登録票(資料区分、処分登録公安委員会コード(警察署コード)、処分年月日及び処分短縮以外のコードを記載したもの。)の写しを添付して行うものとする。

(2) 処分決定通知とともに、処分執行依頼を行う場合は、別記第9号様式の表題を「処分決定通知書」から「処分決定通知・処分執行依頼書」と変更し、本文の「当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する下記の者に対し、下記の処分を決定したので通知する。」の後に、「また、下記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する(居住している)者であることが判明したので、行政処分の執行を依頼する。」を追加記載して行うものとし、別記第14号様式の処分執行依頼書の作成を省略するものとする。

2 処分執行依頼を受けた場合の措置

(1) 行政処分に係る者に対し処分書等を交付する場合は、第7の3に準じて行うものとする。

なお、当該者が処分執行時にマイナ免許証を有する者である場合の停止処分に伴う免許情報記録の抹消については、処分執行依頼を受けた当県警察において行うこととする。

(2) 処分執行依頼を受け、行政処分に係る者に対し処分書等を交付したときは、返納(提出)された免許証(当該者が処分執行時に免許証を有する者である場合に限る。)とともに、別記第13号様式の執行依頼処分通知書に当該行政処分に係る者の処分書等の写し等を添付して、処分執行依頼をした当該府県警察に送付するものとする。ただし、停止処分を行った場合で、処分期間の短縮が見込まれるなど、処分執行依頼を受けた当県警察において免許証を返還することが予想される場合には、協議の上、執行依頼処分通知書の末尾に「免許証は、当県において返還」と記載し、当該免許証の送付

は要しないものとする。

- (3) 当該者が処分執行依頼を受けた当県警察において停止処分に伴う免許情報記録の抹消を受けている場合であって、停止期間の満了又は停止処分の解除に際してマイナンバーカードへの特定免許情報の記録を希望したときは、当県警察において特定免許情報の記録(初回の特定免許情報の記録に限る。)ができるものとする。

この場合において、当該者が処分執行時に免許証及びマイナ免許証を有していた場合は、免許証の返還を当県警察において行う場合に限り特定免許情報の記録ができるものとし、かつ、当該特定免許情報の記録は免許証の返還と同一機会に限るものとする。

第9 処分登録等

1 処分登録

- (1) 処分登録は、原則として処分書等を交付した日に行うものとする。
(2) 処分登録は、処分書等を交付した府県警察において行うものとする。

2 処分猶予登録

- (1) 適正な処分猶予登録を行うため、処分猶予登録は、免許センター長の決裁を受けた後に行うものとする。
(2) 免許センター長の決裁は、運転者管理業務実施細則に定める様式である違反事故処分・短縮・手配等登録票の欄外に「処分猶予」と朱書し、その部分又は所定の決裁欄に決裁印を押印するものとする。

3 処分手配登録

(1) 処分執行依頼に係る事案

処分執行依頼を行う場合は、処分手配登録をした後、処分執行依頼書を送付するものとする。

(2) 違反者講習に係る事案

違反者講習通知を行った者で、違反者講習を受講せず所在不明と認められた者について行うものとする。

(3) その他の事案

その他の事案の処分手配登録は、おおむね次に掲げる者について行うものとする。

ア 1 回目の出頭通知において所在不明と認められた者

イ 2 回目の出頭通知に応じない者

ウ 違反者講習通知において所在不明と認められた者

エ その他処分手配登録を必要と認められた者

4 処分短縮登録

- (1) 処分短縮登録は、原則として処分短縮を決定した日に行うものとする。
- (2) 40日未満の免許の停止等を受けた者に係る処分短縮登録は、当該処分登録後、速やかに行うものとする。
- (3) 停止処分者講習の受講の申出があった場合に、他の府県警察の管轄区域内に住所を変更した旨の申出があったときの当該処分短縮登録は、次により行うものとする。
 - ア 講習の受講を申し出た者から、処分書等の提示を求めて処分事実を確認すること。
 - イ 住所変更について免許証記載事項変更の手続を行わせること。
 - ウ 処分を行った府県警察に連絡して、処分短縮登録票の作成に必要な事項を確認すること。
 - エ 処分の短縮を決定したときは、ウによって作成した処分短縮登録票によって短縮登録を行うこと。

第10 その他

1 行政処分関係書類等の保存

行政処分関係書類等の保存は、次により行うものとする。

- (1) 行政処分関係書類等は、処分決定年月日順に整理し、次の区分により保存すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分執行した事案 8年
 - イ 特定違反行為を理由として処分執行した事案 13年
- (2) 処分を決定したが、処分書等未交付のまま、処分手配登録をした事案の関係書類は、処分手配年月日順に整理し、次の区分により保存すること。その他の事案の関係書類は、一時、処分決定の順に整理保管すること。
 - ア 一般違反行為を理由として処分を決定した事案 10年3か月
 - イ 特定違反行為を理由として処分を決定した事案 15年3か月
- (3) 処分猶予とした事案の関係書類は、処分猶予の年月日順に整理し、5年間保存すること。
- (4) その他の事案の関係書類は、交通違反及び交通事故の別に次により整理保存すること。
 - ア 交通違反
署等の別に当該違反の発生日順に整理し、13年間保存する。
 - イ 交通事故
発生日順に整理し、13年間保存する。

2 点数制度の広報

- (1) 交通取締り又は免許証交付の際に点数制度に関する広報資料等を配布

し、また、運転者講習会を利用するなどし、点数制度の周知に努めるものとする。

- (2) 署長等は、交通取締りの際に違反運転者から点数制度に関する質問があった場合においても、適切な応答ができるよう、警察官に対する指導・教養を定期的に行うものとする。

なお、交通事故を起こした運転者から当該交通事故の点数について質問があったときは、交通事故の点数は、後日、処分書等の交付又は警告通知により知らされる旨を教示するものとし、警察官において計算した点数を教示することがないよう、指示・教養を行うものとする。

3 処分を免れている者に対する執行の確保

処分手配該当者を発見したときは、本県手配の事案はもちろんのこと、他の府県警察の事案についても関係府県警察相互の緊密な協力によって、その執行の確保に努めるものとする。

また、法第104条の3第2項の出頭命令の制度を活用するものとする。

4 処分を受けた者の無免許運転の防止

- (1) 免許の取消し若しくは拒否又は40日以上免許の停止等を受けた者及び40日未満の免許の停止等を受けた者で停止処分者講習を受けない者については、警察官による計画的な監視、指導を行うものとする。

- (2) 行政処分を受けた者が事業所において自動車等の運転を本務とする運転者であるときは、当該事業所等に対する指導を徹底するものとする。

別表第1(第3関係)

交通事故の不注意の程度の認定基準

不注意の程度の区分		認定基準
区分内容	区分略号	
交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合	重い	当該違反行為をした者の不注意以外に交通事故の原因となるべき事由がないとき、又は他に交通事故の原因となるべき理由がある場合において、その原因が当該交通事故の未然防止及び被害の拡大の抑止に影響を与える程度のものでないとき。
上欄に規定する場合以外の場合	軽い 大	当該交通事故が当該違反行為をした者の不注意及びその他の事由の競合によって発生したものである場合であって、交通事故の主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき、又は当該違反行為を

		した者の不注意とその他の事由とが交通事故の原因として等しいものであるとき。
	小	大以外の場合

備考

- 1 「その他の事由」とは、当該違反行為をした者以外の者の不注意又はそれ以外の事由をいう。
- 2 「主たる原因が、当該違反行為をした者の不注意によるものであるとき」とは、当該交通事故発生の直接的原因が、当該違反行為をした者の不注意である場合又は当該交通事故における結果予見及び結果回避の客観的可能性の程度が、明らかに当該違反行為をした者において高いと認められる場合をいう。
- 3 特定違反行為の種別のうち、「運転殺人等又は危険運転致死等」、「運転傷害等(治療期間3月以上又は後遺障害)又は危険運転致傷等(治療期間3月以上又は後遺障害)」、「運転傷害等(治療期間30日以上)又は危険運転致傷等(治療期間30日以上)」、「運転傷害等(治療期間15日以上)又は危険運転致傷等(治療期間15日以上)」又は「運転傷害等(治療期間15日未満又は建造物損壊)及び危険運転致傷等(治療期間15日未満)」については、不注意の程度の区分は「交通事故が専ら当該違反行為をした者の不注意によって発生したものである場合」に該当することとなる。

別表第2(第3関係)

交通事故に関する登録除外理由

1	交通事故が不可抗力によって起きたものである場合(当該交通事故の際の具体的事情から判断して、結果予見及び結果回避の可能性がなく、事故防止の期待可能性がない場合をいう。)
2	違反行為をした者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、当該交通事故の際の具体的事情において、その者に結果予見及び結果回避を期待することが困難であったと認められる場合(違反行為をし、よって交通事故を起こしたと認められる場合であっても、当該違反行為をした者がその結果を予見することが困難であったと認められる場合であって、かつ、当該違反行為をした者に対し、危険に際しての結果回避行為に出ること、又はその行為に出たとしても結果回避を期待することは困難であったことが認められる場合をいう。)

別表第3(第6関係)

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第1項 <input type="checkbox"/> 第5号に該当
----	---

	<input type="checkbox"/> 第6号に該当 <input type="checkbox"/> 第7号に該当 <input type="checkbox"/> 第8号に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第103条第2項 <input type="checkbox"/> 第1号に該当 <input type="checkbox"/> 第2号に該当 <input type="checkbox"/> 第3号に該当 <input type="checkbox"/> 第4号に該当 <input type="checkbox"/> 第5号に該当
備考	添付書類 <input type="checkbox"/> 点数通報書 <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類 <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し(<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人) <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し <input type="checkbox"/> 速度測定の記録の写し <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料

別表第4(第6関係)

理由	<input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第1項 <input type="checkbox"/> 第1号に該当 <input type="checkbox"/> 第2号に該当 <input type="checkbox"/> 道路交通法第107条の5第2項 <input type="checkbox"/> 第1号に該当 <input type="checkbox"/> 第2号に該当 <input type="checkbox"/> 第3号に該当 <input type="checkbox"/> 第4号に該当
備考	添付書類 <input type="checkbox"/> 点数通報書 <input type="checkbox"/> 行政処分関係書類 <input type="checkbox"/> 実況見分調書の写し <input type="checkbox"/> 供述調書の写し(<input type="checkbox"/> 被疑者 <input type="checkbox"/> 被害者 <input type="checkbox"/> 参考人) <input type="checkbox"/> 酒酔い・酒気帯び鑑識カードの写し <input type="checkbox"/> その他違反事実の証明に必要な資料

(別記様式省略)